

を

固定資産税及び狩猟税	第 号	期分		
自動車取得税	自動車登録番号	申告処理区分	申告更正・修正・決	指定納期限
				過少申告加算金 円
				不申告加算金 円
				重加算金 円

に改め、同様式の自動車税用、鉦区税

自動車取得税	自動車登録番号	申告処理区分	申告更正・修正・決	指定納期限
固定資産税及び狩猟税	第 号	期分		
				過少申告加算金 円
				不申告加算金 円
				重加算金 円

用、ゴルフ場利用税用及び軽油引取税用を次のように改める。

(様式第10号) (第8条関係)
(軽油引取税用)

課税年度		税目		整理番号		年 月 分	
							年 月 分
事 (申告処理区分)		由 枝 番	法定納期限		年 月 日		
			申 告 日		年 月 日		
10日経過日	年 月 日	指定納期限		年 月 日			
1月経過日	年 月 日	猶 予 期 限		年 月 日			
税		額		円			
延		滞 金		円			
過 少 申 告 加 算 金				円			
不 申 告 加 算 金				円			
重 加 算 金				円			
軽油引取税 地方税法による金額 円							

上記のとおり滞納となっていますので、至急県の指定金融機関
 等へ納入(納付)してください。
 年 月 日
 長野県 地方事務所長 回

- 1 この督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までに納入(納付)されない場合は、財産の差押えをすることになります。
- 2 あなたが、この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく当地方事務所を経由して提出してください。
- 3 この処分の取消しを求め訴える訴えは、審査請求に係る裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に県を被告(被告の代表者は、長野県知事です。)として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁判がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁判を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

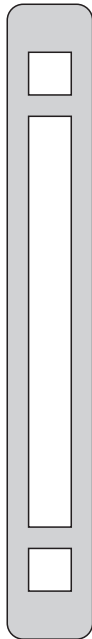
(備考) 様式第8号の一般用の備考4は、この様式について準用する。

(自動車税用)
(表面)

年度収入済通知書

県税自動車税	加入者	長野県総務部 税務課	取りまとめ センター
口座 番号			

長野県会計管理者 殿 下記の金額を収納しました。



様納

年度	期別	登録番号	C D
税 額			
延滞金			
合 計			
納期限			

納付確認	確認印
受託証券 No.	
みなす日	・ ・ ・
領収日付印	

(県税務課保管)

年度自動車税納付書(控)

県税自動車税	加入者	長野県総務部 税務課
口座 番号		

様納

C#	年度	期別	登録番号	C D	納
税 額					円
延滞金					円
合 計					円

納期限	年 月 日
下記のとおり 収納します。	
日 計	
口 円	

(納付場所保管)

年度自動車税督促状兼領収書

様

登録 番号	C D	税 額	円
納期限		延滞金	円
10日 経過日		地方税法による金額	円
1月 経過日		合 計	円

上記のとおり滞納となっておりますので、至急納付してください。

年 月 日 長野県知事 印

領収日付印
左記の金額を領 収しました。

(納税者保管)

(表面)

- 1 この督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までに納付されないう場合は、財産の差押えをすることになります。
- 2 あなたが、この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で異議申立てをすることができます。
- 3 この処分の取消しを求める訴えは、異議申立てに係る決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に県を被告（被告の代表者は、長野県知事です。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあつた日から3月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

(備考) 様式第8号の一般用の備考4は、この様式について準用する。

(鉦区税用)

督 促 状

税 目	整 理 番 号	課 税 年 度
事 (賦課決定区分)	支 店 番 号	年 月 日
10日経過日	納期限 猶予期限	年 月 日
	1月経過日	年 月 日
鉦 区 税	額	円
	滞 金	円
	地方税法による金額	

上記のとおり滞納となつておりますので、至急県の指定金融機関等へ納付してください。

年 月 日

長野県知事 関

- この督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までに納付されない場合は、財産の差押えをすることになります。
- あなたが、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で異議申立てをすることができます。
- この処分の取消しを求め訴える訴えは、異議申立てに係る決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に県を被告（被告の代表者は、長野県知事です。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあつた日から3月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

様

(備考) 様式第8号の一般用の備考4は、この様式について準用する。

(ゴルフ場利用税用)

1 この督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までに納入(納付)されない場合は、財産の差押えをすることになります。

2 あなたが、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく当地方事務所を經由して提出してください。

3 この処分の取消しを求め訴えは、審査請求に係る裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に県を被告(被告の代表者は、長野県知事です。)として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁判がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁判を経ないことにつき正當な理由があるときは、裁判を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

屋号		督促状	
課税年度	税目	整理番号	年月分
			年月
事(申告処理区分)		枝番	年月日
		法定納期限	年月日
		申告日	年月日
10日経過日	年月日	指定納期限	年月日
1月経過日	年月日	猶予期限	年月日
税	額		円
延滞	金	地方税法による金額	円
過少申告	加算金		円
不申告	加算金		円
重加算	金		円

上記のとおり滞納となっていますので、至急県の指定金融機関等へ納入(納付)してください。

年月日

長野県 地方事務所長 回

様

(備考) 様式第8号の一般用の備考4は、この様式について準用する。

様式第11号の一般用の第3片の備考の2の表中

「

ゴルフ場利用税	ゴルフ場利用税	税目コード、 年度	年 月分	申告、更正、決定
自動車取得税	自動車取得税	税目コード	年 度	申告、修正、更正、 決定
軽油引取税	軽油引取税	税目コード、 年度	年 月分	申告、更正、決定、 納付、納入

を

」

「

自動車取得税	自動車取得税	税目コード	年 度	申告、修正、更正、 決定
軽油引取税	軽油引取税	税目コード、 年度	年 月分	申告、更正、決定、 納付、納入
ゴルフ場利用税	ゴルフ場利用税	税目コード、 年度	年 月分	申告、更正、決定

に改

」

める。

様式第24号中「第700条の21第2項」を「第144条の29第2項（法附則第12条の2の4第4項の規定により適用される場合を含む。）」に改める。

様式第43号の一般用の備考の1の表中

自動車税	自動車登録番号	申告処理区分	廃車年月日 移転	を
自動車取得税	自動車登録番号	申告更正 申告更正 決定	指定納期限	円 円 円

自動車取得税	自動車登録番号	申告処理区分	指定納期限	円 円 円
自動車税	自動車登録番号		廃車年月日 移転	に改める。

様式第51号中「自動車税及び自動車取得税用」を「自動車取得税及び自動車税用」に、
 「自動車税及び自動車取得税分」を「自動車取得税及び自動車税分」に、

「第68条
 第118条の11」を「第53条
 第68条」に、

「

自動車税
自動車取得税

」を「

自動車取得税
自動車税

」に、
 「

年税率	円
課税標準額	千円

」を

「

課税標準額	千円
年税率	円

」に改める。

様式第92号から様式第114号までを次のように改める。

(様式第92号) (第69条関係)

特定非営利活動法人に係る自動車取得税課税免除申請書

年 月 日

長野県知事 殿

所在地
法人名
代表者氏名

印

長野県県税条例第44条第1項の規定により、下記のとおり自動車取得税の課税免除をしてください。

記

取得自動車	登録番号 (車両番号)	取得年月日	課税免除を 受けた税額
		年 月 日	円
		年 月 日	円
	計		円
法人の設立 年 月 日	年 月 日		
使用目的			
譲渡者 (前所有者)	住所又は所在地		
	氏名又は名称		
備考			

(裏 面)

自動車取得税修正申告書の記載等について

1 この申告書は、先に申告納付等した自動車取得税の課税標準額又は税額について不足額がある場合に用いてください。

2 納税方法

収納計器により、この申告書に自動車取得税（当該自動車取得税額に係る延滞金額を含む。）の額に相当する金額の収納印の表示を受けてください。

3 記載についてのお願い



(1) 文字は、明確に記載してください。

(2) 「取得原因」、「新車・中古車の別」、「区分」、「種別」及び「用途」欄は、該当する事項を○で囲んでください。

(3) 「車両本体の標準額」欄には、通常取り付けられる附属物を含めた額を記載してください。

(4) 「付加物の価額」欄には、通常取り付けられる附属物のほかに、特別注文により取り付けられた附属物（エアコン、ステレオ等）の価額を記載してください。

(様式第94号) (第71条関係)

		自動車税 自動車取得税 円
日 月 年		
長野県証紙代金収納印	収納計器記号番号	

(備考) 縦 2.5センチメートル

横 6.5センチメートル

(様式第95号) (第72条関係)

証紙代金収納計器取扱者指定申請書			
長野県知事 殿			年 月 日
申請者 住所 (所在地)		氏名 (法人名) ⑩	
収納計器取扱者に指定してください。			
収納計器を設置する場所	電話番号		
収納計器の名称・型式	使用開始年 月 日		
事業内容			
始動票札	希望額面金額	万円	希望買受け先
備考			

(様式第96号) (第72条関係)

証紙代金収納計器取扱者指定事項変更(廃止)届出書

年 月 日

長野県知事 殿

収納計器取扱者 住所
(所在地)
氏名
(法人名)

印

下記のとおり、変更(廃止)しましたので届け出ます。

記

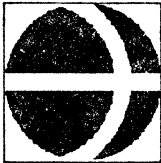
変	事 項	変 更 前	変 更 後
更	収納計器を設置する場所		
	収納計器の名称・型式		
	始動票札の額面金額及び買受け先		
	理 由		
廃	年 月 日		
	理 由		
止			

(様式第97号) (第73条関係)

年 月 日指定
長野県証紙代金収納計器取扱者
住 所 (所在地)
氏 名 (法人名)

(備考) 縦 25 センチメートル
横 40 センチメートル

(様式第98号) (第73条関係)

長野県証紙代金収納計器始動票札			
交付番号		万円	指定金融機関
交 付 年 月 日			
収納計器記号番号			

(備考) 縦 2.9 センチメートル
横 18.7 センチメートル
厚さ 0.08 センチメートル

(様式第99号) (第74条関係)

証紙代金収納計器使用状況報告書

年 月 日

長野県知事 殿

収納計器取扱者 住所
(所在地)
氏名
(法人名)

印

収納計器の使用状況を下記のとおり報告します。

記

年 月分					
始動票札	購入	交付番号	～	枚	
	使用済	交付番号	～	枚	
収納計器の表示額				円	
収納計器の額	今 月 末 (1)		円		
	前 月 末 (2)		円		
	差引 {(1) - (2)}	(3)	円		
(3) のうち過誤表示額 (4)			円	件数	件
今月分表示額 {(3) - (4)}			円		